

## 核兵器不拡散と核兵器使用禁止

杉江栄一

- 一、核兵器不拡散と核兵器使用禁止との関連
- 二、核兵器使用違法化の根拠となる国際法規
- 三、国連と核兵器使用禁止問題
- 四、核兵器保有と使用の根拠について
- 五、使用禁止または不使用政策の諸段階とその政治的意味
- 六、使用禁止への新しい波と延長会議

## 一、核兵器不拡散と核兵器使用禁止との関連

冷戦が終焉した現在、人類は核兵器の完全な撤廃を実現することができるのか、すなわち戦後半世紀におよぶ核時代に終止符をうつことができるか否か、ひとつの重要な転機を迎えているように思える。そして核兵器不拡散の問題と核兵器使用禁止の問題とは、核兵器撤廃を実現する過程での避けられない問題として、その根底で深く繋がっている。

一九九三年一月、米ロ両国は戦略兵器の大幅削減（START・II）に合意した。この条約が予定どおりに実行されれば、二一世紀初頭には戦略核兵器の弾頭数は最高時の三分の一（各三〇〇〇〜三五〇〇）になるはずである。また両国は戦術兵器の一方的削減を実施している。しかし両国とも今のところこれ以上の削減計画はないし、ましてや核兵器を全廃する意思を表明していない。英、仏、中国には核軍縮計画さえない。つまり現在の核兵器保有国の側には核兵器全廃の意思も計画もない。

他方で一九七〇年に発効して二五年の期間を経過した核兵器不拡散条約（NPT）は、来年の一九九五年に「条約が無期限の効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため」の会議（以下延長会議という）を迎える。そして延長会議と符節を合わせるかのように昨年五月に世界保健機構（WHO）総会が、非同盟諸国の提案にもとづいて「健康と環境に与える影響からみて、核兵器の使用がWHO憲章を含む国際法に違反するか」について国際司法裁判所（ICJ）に勧告的意見を求める決議を採択した。

ICJが「核兵器使用は国際法に違反する」という勧告的意見を公表すれば、核兵器の完全撤廃を求める世論にとって重要な意義を有することとなるだろう。しかも核兵器撤廃を実現する過程で、核兵器使用禁止と核兵器不拡散とは深く関連している。なぜなら核兵器不拡散問題の争点の根底には使用禁止問題があるからである。

延長会議の直接の争点は条約の無期限延長か期限付延長かにある。アメリカと旧西側先進諸国の多くは無期限延長を主張している。非核兵器国および世論の多くは無期限延長に反対し、期限付延長を主張する。その理由は無期限延長が現在の核兵器国の核兵器保有を永続化させ、核兵器国と非核兵器国とのあいだの現在の差別と不平等を固定化させるだけでなく、核軍縮<sup>1</sup>核兵器の完全な撤廃への道を閉ざすという点にある。

この直接の争点の背後にはNPTの目的についての認識と評価のちがいがあつた。延長会議の争点の根底にあるこの認識のちがいは条約交渉当時からあつただけでなく、四回にわたる再検討会議でも、議論の背後に常に伏在してきてきた。それは、NPTの目的をどう認識するかという問題である。

非核兵器国と世論は、NPTの目的が核軍縮におかれるべきであつて、NPTを核軍縮への過度的・経過的な措置だとみなしてきた。核兵器国が増えれば核戦争の危険が増大するだけでなく、交渉も困難になるのは明らかであるから多くの非核兵器国はNPTを受け入れたが、同時に核兵器国による核軍縮の実行を条件とした。つまりみずからの核兵器放棄に同意するが、それに対応して核兵器国の核兵器削減と撤廃を求めた。しかし核兵器国は軍縮交渉には同意したものの、そのための実際的な措置の実行を約束しようとはしなかつた。<sup>2</sup>そのため条約第六条の軍縮誠実交渉義務は非核兵器国の要求を反映しているが、同時に核兵器国の反対のため「誠実な交渉義務」にとどまり、「軍縮義務」ではない。第六条は非核兵器国と核兵器国との妥協の産物であつた。

他方核兵器国の目的は、自国の核兵器保有を国際的に認知させるとともに新たな核兵器国の出現を阻止することであつて、軍縮ではなかつた。核兵器国は第六条にしたがつて核兵器の削減に依じる用意はあるが、撤廃の意思はない。だからこれまでの四回にわたるNPT再検討会議でも核兵器国は、非核兵器国の核兵器撤廃（交渉の）要求に対して、「再検討会議は軍縮交渉の場ではない」と繰り返し主張してきたのである。<sup>3</sup>核兵器国は核軍縮と核兵器不拡散を切り

離そうとしているのであって、無期限延長によって核軍縮論議を封じ込めると核兵器国が期待しても不思議ではない。核兵器の拡散は防止されるべきだし、NPTは必要である。しかしNPTの目標は核兵器の撤廃でなければならぬ。拡散防止を核軍縮から切断すれば核兵器撤廃は望むべくもない。

## 二、核兵器使用違法化の根拠となる国際法規

核軍縮と不拡散を分離しないための結節点は、現在の国際的環境のもとでは核兵器使用禁止にある。そして使用禁止を導きうる条件は核兵器使用の違法性の確認にある。

核兵器使用を明示的に禁止する国際法規則はまだない。そして「国家を拘束する法規則は、条約に表明されたか、法原則を表明したものと一般に容認された慣行による国家自身の自由意思からでてくる」とすれば<sup>③</sup>、核兵器使用を違法なものに見なしうるためには、核兵器使用禁止条約が締結されるか、もしくは核兵器国が自由意思で使用禁止を国際慣習法とみなすかの、いずれかの場合のみである。広島と長崎への原子爆弾投下以来、核兵器国は、「軍事目標に対する核兵器使用は許される」と言う見解を変更していない<sup>④</sup>。核兵器国の「自由意思」に依存するかぎり、核兵器使用の違法性は確認できない。

核兵器使用禁止を核兵器国の「意思」から導きえないとしても、核兵器使用を国際法規への侵犯と推定するに足る十分な根拠を現存の条約および国際慣習法からひきだしうるとする学説は有力である。こうした学説が対象とした条約と国際慣習法を詳細になぞらえることは本稿の目的ではないが、その主要な問題を再確認しておく必要はあるだろう。

すでに前世紀以来、核兵器使用の国際法違反を推定しうる根拠を提供する宣言や国際法規が形成されてきた。

その最初のもは、一八六八年のセント・ペテルスブルグ宣言である。宣言は、「戦争中に国家が達成するために努めるべき唯一の正当な目的は、敵の軍事力を弱めること」であり、「そのためにはできるだけ多数の者を戦闘外におけばたりる」という原則を主張した。第一回ハーグ平和会議（一八九九年）と第二回ハーグ平和会議（一九〇七年）で採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦条約）の条約付属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（ハーグ陸戦規則）は第二二条で、「交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス」とした。この原則はさらに、一九七七年のジュネーヴ諸条約第一追加議定書（国際武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四八年八月一二日のジュネーヴ諸条約に追加される議定書）にひきつがれた。同議定書第三五条一項は、「いかなる武力紛争においても、紛争当事国が戦争の方法又は手段を選択する権利は、無制限ではない」とする。

禁止原則については後述するが、禁止規定のない場合について、「ハーグ陸戦条約」前文のいわゆるマルテンス条項は、（ある兵器を）直接に禁止する条項がない場合でも、文明国間に存立する慣習、人道の法則および公共の良心より生じる国際法の原則の保護と支配下にたち、これらにもとづいて制限される場合があることを認めている。ジュネーヴ第一追加議定書はさらに、「新しい兵器、戦争手段もしくは戦争方法の研究、開発、取得または採用に当たっては、締約国は、若干の場合またはすべての場合にその使用がこの議定書またはその締約国に適用できる国際法の他の規則によって禁止されているかどうかを、決定する義務を負う」と定める（第三七条）。

これらの条項は、いわゆる「戦争法」と称される国際法上の原則を示している。「戦争法」（または武力紛争法）の発達をうながした要因は、人道上の考慮と軍事的効果の欠如への配慮である。

人道上の考慮は、たとえ武力行使が行なわれる場合であっても、残虐な殺傷や無益な破壊は避けるべきだとする人間の本性にもとづく要請である。軍事上の配慮は、敵の交戦能力を奪うという戦闘行為の目的にとって直接の利益と

ならない手段や方法は避けるのが賢明という配慮である。前記セント・ペテルスベルグ宣言は、四〇〇グラム以下の炸裂性・爆発性・燃焼性の発射物の使用を禁止するが、その理由は、この種の弾丸が傷ついた兵士に不必要な苦痛を与えるだけでなく、四〇〇グラム以下の小銃弾の製造には費用がかかるにもかかわらず、普通の小銃弾以上の効果はないという事実にある。不必要な苦痛を与える兵器の使用は、かえって敵の反発をひき起こし、味方の不利を招くという考慮である。

「戦争法」の原則については、さらに検討を要する内容上の問題がある。それを整理すれば、(1)武器〓戦闘手段および武器の使用方法〓戦闘方法に対する一般的原則的な禁止、使用方法に関連するが、(2)攻撃目標制限、(3)特定兵器禁止、(4)通常兵器と大量破壊兵器、およびある種の兵器にかんして、(5)使用禁止と全面禁止との関係の問題がある。以下に順を追って概括しておこう。

(1)武器および武器の使用に対する一般的禁止原則、これは特定の兵器を指定して禁止するのではなく、兵器の性質に着目し、そのもたらす影響と効果にもとづいて制限を加えようとするものである。

禁止原則の第一は、「不必要な苦痛」を与える兵器の禁止である。「ハーグ陸戦規則」は「不必要な苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」を禁止する（規則二三条）。ジュネーヴ諸条約第一追加議定書も「余分の危害又は不必要な苦痛を生ぜしめる性質をもつ兵器、投射物及び物質、並びに、そのような戦争の方法を用いることは、禁止する」（二五五条二項）。「不必要な苦痛」とは、「当該兵器のもたらす軍事的効果に比べて、その与える傷害のないし苦痛の程度が大きいこと」という点では、一般的合意があるとされるが、いかなる苦痛が「必要」を越えて「不必要」になるのかについては、明確な基準は存在しないといわれる。<sup>6)</sup>セント・ペテルスベルグ宣言の前文では、「戦闘外におかれたのちでさえその者の苦痛を無益に増大し又はその死を不可避ならしめる」ことが基準となりうる

が、何が「無益」な苦痛かについては具体性を欠く。この原則は一般論としては容認されるが、その具体的適用については困難はのこる。

禁止原則の第二は、「無差別に効果を及ぼす」兵器の禁止である。現在のところ「無差別」兵器を直接に禁止する条約はないが、追加第一議定書は「無差別攻撃は禁止される」として、その例のひとつに「特定の軍事目標にむけることのできない戦闘の方法若しくは手段」をあげている（第三七条）。この条項を「無差別」兵器の禁止するものと解釈することは可能だが、同議定書の直接の目的は、攻撃目標の制限である。

禁止原則の第三に、非参戦国の中立の権利を侵害する兵器の使用禁止があげられる（陸戦中立条約、海戦中立条約、一九〇七年）。核兵器はその影響が非交戦国にも及ぶものとして、この禁止の対象となりうる。

禁止原則の第四に環境破壊があげられる。ジュネーヴ第一追加議定書は、「自然環境に対して広範な、長期の且つ重大な損害を生ぜしめることを意図し、若しくは、生じせしめると予期される戦争の方法又は手段を使用すること」を禁止する（三五条五）。

どんな兵器が「不必要な苦痛を与え」、「無差別な効果を及ぼす」か、また「中立国の権利を侵害し」あるいは「環境を破壊するか」について、具体的な基準をもうけるのは困難だが、逆に核兵器がこれらの禁止原則に該当するとみなすことは十分に可能である。

(2) **攻撃目標の制限** 無差別攻撃は使用兵器と戦争方法の双方にかかわるが、ジュネーヴ第一追加議定書は、「特に次の攻撃」を無差別攻撃とみなし、その例として「(a)都市、街、村落または文民もしくは非軍事物がこれらと同じように集中しているその他の地域に存在する複数の明白に分離された別個の目標を、単一の軍事目標として扱うような方法また手段による砲爆撃による攻撃」、「(b)予期される具体的かつ直接的な軍事的利益と比べて過多となる、付随的

な文民の生命の喪失、文民に対する危害、非軍事物に対する損害、またはそれらの複合を生ぜしめると予想される攻撃」をあげる（第五一条五）。

(3) 特定兵器禁止 兵器の種類を特定して、その兵器の使用しないし配備などを禁止する条約は、現在までかなりの数にのぼる。これらの条約で禁止される兵器は、その内容からいって「不必要な苦痛」を与える兵器であり、また「無差別に効果を及ぼす」兵器であり、一般禁止原則の具体例とみなしうるものである。

現在も効力を有する特定兵器禁止条約には、次のような条約がある（年代は署名または採択の年を示す。効力発生は少しずれる場合がある）。

① セント・ペテルスブルグ宣言（一八六八年）。四〇〇グラムに満たない発射物で、炸裂性、爆発性または焼夷性の物質を充填したものの使用禁止。

② 毒ガス禁止宣言（一八九九年）。窒息性または有毒性のガスの散布を唯一の目的とする投射物の使用禁止。

③ ダムダム弾禁止宣言（一八九九年）。外皮が硬固な弾丸で、その外皮が完全でなく、人体に入って容易に開展しまたは偏平となるものの使用禁止。

④ ハーグ陸戦規則第二三条イ（一八九九／一九〇七年）。毒または毒をほどこした兵器の使用禁止。

⑤ 自動触発水雷禁止条約（一九〇七年）。水中に投じたのち一時間以内に無害となる構造を有しない無繋維機雷（浮遊機雷）、繋維を離れたのちただちに無害とならない繋維機雷、命中しない場合に無害とならない魚形水雷の禁止。

⑥ ジュネーヴ・ガス議定書（一九二五年）。窒息性ガス、毒性ガス、その他のガスおよびこれらと類似の液体、物質または考案の戦争における使用禁止。細菌学的手段の戦争における使用も禁止。



⑦生物・毒素兵器禁止条約（一九七二年）。細菌学的（生物学的）兵器および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止、ならびに既存兵器の廃棄Ⅱ全面的禁止。

⑧環境改変技術禁止条約（一九七七年）。広範な、長期的な、または深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的その他の敵対的使用の禁止。

⑨特定通常兵器禁止条約（一九八〇年）。過度に傷害を与え、または無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用禁止または制限。人体内に入った場合にX線で検出できないような破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とする兵器の禁止（議定書Ⅰ）。地雷、ブービートラップその他の類似の装置の禁止・制限（議定書Ⅱ）。焼夷兵器の禁止（議定書Ⅲ）。

⑩化学兵器禁止条約（一九九三年）。化学兵器の開発、生産および貯蔵の禁止、ならびに既存兵器の廃棄Ⅱ全面的禁止。

以上の諸条約を一見しただけでも、現存する非人道的兵器のなかで明文の禁止条項がないのは核兵器だけであるといつてよいであろう。

(4)通常兵器と大量破壊兵器 核兵器の出現は、第二次世界大戦後の軍縮交渉において、通常兵器とは比較できない破壊力を有する大量破壊兵器の概念の形成をうながした。

大量破壊兵器とは「その破壊効果があまりにも大きいため、あるいはその効果の及ぶ範囲が一定の対象に正確に限定されず、防衛不可能な性質を有するため、軍事目標と非軍事目標、戦闘員と一般市民を無差別に破壊、または影響を及ぼす兵器」である。一九四八年の国連通常軍備委員会決議は、大量破壊兵器を「原子爆発兵器、放射性物質兵器、致死性化学・生物兵器および将来開発される兵器で、原子爆弾または前記のその他の兵器と破壊的效果において同程

度の性格を有するすべての兵器を含むよう定義されなければならない」とする。

大量破壊兵器を一般的に禁止する条約はないが、それが「不必要な苦痛を与え」、「無差別の効果を及ぼす」兵器であるとの認識は広く存在しているとみてよい。また大量破壊兵器であることに異論のない生物・化学兵器の禁止がすでに実現していることはすでにみた。将来開発される（かもしれない）大量破壊兵器は別としても、核兵器は、現に存在する大量破壊兵器のなかで明文の禁止条項のない唯一の兵器である。

(5) **使用禁止と全面禁止** 特定兵器の禁止のうち生物・化学（B・C）兵器については、まず使用禁止が先行し、使用禁止が国際的な認知をえたのち、あるいはその過程で、全面的禁止、すなわち使用だけでなく、その兵器の研究、開発、製造、貯蔵も禁止し、さらに現に貯蔵されている兵器の廃棄を義務づける条約が締結された。

生物・化学（B・C）兵器の使用を禁止した一九二五年のジュネーヴ・ガス議定書は、第一次世界大戦において毒ガスが双方の側から大量に使用された事実を反映している。しかしジュネーヴ議定書に署名はしたが批准する国は少なかった。とくに先進工業国の多くは第二次大戦後に議定書を批准する始末であった（日本の批准は一九七〇年）。そして戦後になって生物・化学兵器禁止交渉が長期にわたって続けられたが、一九七二年にいたってようやく生物兵器全面禁止条約の締結をみた。化学兵器禁止についてはさらに長年月を要した。一九八〇年にジュネーヴ軍縮会議に化学兵器特別委員会が設置されてからでも、一九九三年の化学兵器全面禁止条約の調印まで一〇年以上の歳月が流れている。化学兵器は第三世界の核兵器だという発展途上国の主張もあったが、先進国の側にも存在する化学兵器の廃棄に強い抵抗があった。

使用禁止から全面禁止へ向かうことは、交渉の方法としても合理的であり、かつ現実的でもある。核兵器についても、まず使用禁止を先行させるとは可能であろう。

以上の検討を要約すれば、まずセント・ペテルスベルグ宣言以降に現在まで積みあげられてきた一般的禁止原則にもとづいて、不必要なまたは加重的な苦痛または破壊を与える兵器、戦闘員と非戦闘員を無差別に危害を与える兵器、非参戦国の中立の権利を侵害する兵器、あるいは自然環境に広範で長期にわたる重大な損害をひき起こす兵器の使用は禁止される。核兵器がこの基準に該当する兵器であることは否定しえない。

つぎに右の一般禁止原則に該当すると考えられる特定兵器の使用禁止条約が締結され、とくに大量破壊兵器である生物・化学兵器の全面的禁止が、使用禁止に始まる長い、困難な過程をつうじて実現されたことが確認される。核兵器についても同様の過程を想定することは、けっして非合理的ではない。

核兵器使用は現存の国際法を侵犯するとみなされる。これを認めることが核兵器禁止条約を導く第一歩である。核兵器使用の国際法違反性を明確にしたときに核兵器撤廃に近づくことが可能になる。

### 三、国連と核兵器使用禁止問題

一九六一年以来国連総会は、核兵器使用を国連憲章および国際法侵犯とみなす決議、あるいは核兵器使用禁止条約の締結を求める決議を繰り返し採択してきた。しかし核兵器国の強い反対のため核兵器使用禁止の明文化への展望はまだ生まれていない。使用禁止条約交渉も開始されていない。しかし核軍備競争の停止と核軍縮問題は、国連の活動の全期間をつうじてその主要問題であった。つぎに核兵器使用禁止問題についての国連のかかわりを検討しておこう。

一九四五年六月、サンフランシスコで国連が創設されたとき、核兵器の存在は知られていなかった。広島と長崎への原子爆弾投下は、国連創設会議の六週間後であった。しかも国連憲章は、連盟規約と異なって、軍縮についての明確な規定を欠いていた。国際平和と安全のために憲章が準備した主要な制度は集団安全保障であって、軍縮は憲章の

規定のうえからは第二義的な地位を与えられていた。<sup>7)</sup>しかし国連が活動を開始した直後から原子兵器の撤去と核軍縮は、国連にとって最大の問題となった。

一九四六年の国連第一回総会（ロンドン）は、その第一号決議で国連原子力委員会（AEC）を設置し、その主要課題として「原子力兵器その他の大量破壊兵器の国家の軍備からの除去」のための特別な提案を緊急に作成することを求めた。<sup>8)</sup>しかし原子力国際管理をめぐる交渉は、米ソの対立と冷戦の激化のために流産し、核兵器の撤去のための最初の試みは失敗に終わった。失敗に終わったとはいえ核兵器使用禁止問題が最初から論争の主題のひとつとなっていたことは記憶されてよい。一九四六年にソ連は国連原子力委員会に核兵器使用の無条件禁止条約案を提出していた。<sup>9)</sup>

原子力国際管理交渉の失敗以後、国連原子力委員会は通常軍備委員会と合体して国連軍縮委員会（UNDC）となり、核軍縮は通常軍縮と並行して行なわれるようになったが、冷戦を背景として軍縮交渉はゆきずまり、国連は東西両陣営が相互に相手を非難しあう舞台となった。しかし六〇年代になって旧植民地の独立が相継ぎ、第三世界諸国が国連に加盟をはたすようになると、国連内に新たな勢力として非同盟グループが形成され、とくに総会で決議案の採択に大きな影響力を与えるようになった。核兵器使用禁止問題についても新しい状況が生まれた。

一九六一年の国連第一六回総会決議（一六五三）「核兵器使用禁止宣言」は、国連内におけるこうした変化を反映するものであった。決議は、核兵器使用が国連憲章を侵犯し、人類と文明に無差別の苦痛と破壊を与えるものとして、国際法と人道の法則に反することを宣言する（全文は付属資料1）。それは前節で検討した人道に反する兵器を禁止する国際法のながい発展の歴史と同一の地平にたつものといえる。

この決議は、エチオピアなど非同盟十二か国の共同提案によるものであり、過半数の賛成をえて採択されたが、アメリカは、使用禁止は管理された軍縮によってのみ達成されるとし、決議案は他の戦争手段を暗黙に認めるとして反

対した。イギリスは、管理されない使用禁止は管理されない核実験モラトリアムより効果がないとした。両国とも、個別的・集团的自衛権を、反撃のためにどの程度の武力が必要かも知れず廃止できないと主張した。ソ連は、提案が核兵器使用禁止問題解決の基礎となり、全面完全軍縮への道を促進するとして賛成した。<sup>10)</sup>

一九六一年決議は、その後の国連総会において、インドなどの諸国の提案により、「核軍縮が達成されるまでのあいだ使用を禁止すべし」という文言も含めて採択され、また多くの決議に引用されてきた。アルゼンチンなど非同盟諸国は、「核兵器使用禁止条約交渉のための会議招集」、軍縮会議での「使用禁止交渉特別委員会設置」などの決議案を提出したが、圧倒的な賛成で採択されてきた。ソ連の「使用禁止条約」提案もかなりの支持をえている。使用禁止に関連して一九八二年の第二回国連軍縮特別総会でソ連は、後述するように中国にならって第一不使用を宣言したが、中ソの宣言を評価し、「他の核兵器国にも同様の宣言」を求める東ドイツなどの提案も多くの支持をえている。第二回国連特別総会後の一九八二年総会に、インドなどの諸国は、付属文書に「核兵器使用禁止条約」案を添付する決議案を提出し、採択されたが、同文の「条約」案は、一九九三年まで毎年の総会で採択されている(付属資料2・3)。

これらの決議案に一貫して反対票を投じてきたのは、アメリカ、イギリスおよびフランスの三核兵器国であり、(若干の変動はあるが)アメリカと同盟関係にある旧西側先進諸国である(付属資料3参照)。その反対理由は、決議を阻止するためだけのこじつけであり、三百代言的でさえある。「核戦争は(不使用)意図の宣言だけでは防げない」、「ある兵器の使用禁止は、他の兵器は許されるという印象を与え」、「核(報復)の危険を冒さずに侵略できるという誤った感覚を生じさせる」、あるいは国連憲章で武力行使が禁止されているので、「不使用提案は、憲章の見地から、不必要な余分を加えるに等しい」、また憲章は「攻撃に対して、抑止または防衛のための核手段を禁止していない」という主張がそうである。

こうした主張の背後に核抑止論があることはいうまでもない。「抑止は現在の不安定な安全保障上の環境では重要」であり、「抑止は平和の維持にとって不可欠」、「抑止は使用を思い止まらせるものだが、核兵器そのものが廃止できないかぎり、抑止は使用を排除しない」。そして核兵器国は、使用禁止も含めて核兵器禁止問題を、通常兵器の軍縮、検証問題、信頼醸成措置など全般的な軍縮問題の枠組みのなかで討論するよう求めてきた。つまり核使用禁止は、全般的軍縮の枠組みがなければ不可能だといっているのである。これに対して使用禁止提案に参加し、または賛成した非同盟諸国は、核戦争の脅威の除去を最重要視してきた。ただし使用禁止決議案に棄権した国のなかには、核軍縮過程を促進するには使用禁止だけでは不十分だとみなしたり、第一不使用を重視する国もあった。また最近では、使用禁止よりは核不拡散を重視すべきだとする国もある<sup>①</sup>。

国連総会は、論理だけの論争の場ではなく、その背後に諸国の利害と政策がからんでいるから、単純化は避けなければならぬが、しかし永年にわたって国連総会が、核使用禁止を求める非核兵器国とそれを避けようとする核兵器国との抗争の場であったことは否定しがたい。そして総会の討議をつうじてだけでは、核使用禁止を義務づける条約の実現の展望は開けなかったし、今後も容易に開けそうにはない。

以上にみた国連総会での論議は、一般的な使用禁止についてである。しかし現在では核兵器使用が無制限に認められているわけではない。ある条件のもとではあるが、地球上のある地域について使用を禁止する条約はある。核兵器使用しないし配備を禁止する現存の条約は以下のとおりである。

**南極条約**（一九六〇年）。南極地域は「平和的目的のみに利用」し、「軍事基地及び 防備施設の設置、軍事演習並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止」され（第一条）、また核爆発・放射性物質の処分も禁止される（第五条）から、南極地域に対する核兵器使用も当然に禁止される。

**宇宙条約**（一九六七年）。核兵器その他の大量破壊兵器を運ぶ「物体を地球を回る軌道に乗せないこと」、これらの兵器を天体に配備せず、宇宙空間に配置しないこと、天体上において、「軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施」を禁止する（前文および第四条）。

**月協定**（一九七九年）。月における「いかなる武力の威嚇、武力の行使その他いかなる敵対行為又は敵対行為の威嚇も」禁止し、また地球、月、宇宙船、宇宙船の要員もしくは人工宇宙物体に関して、敵対行為またはその威嚇を加えるために月を利用することを禁止する（第三条）。

**海底核兵器禁止条約**（一九七一年）。「海底における核軍備競争の防止」（前文）のため、締約国は、公開海底に「核兵器及びその他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用する事を特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を」設置しないことを約束する（第一条）。

**ラテン・アメリカ非核化（トラテロルコ）条約**（一九六七年）。核兵器国は、域内の国に対して「核兵器を使用しないこと又は使用することの威嚇を行なわなないことを約束する」（付属議定書Ⅱ、第三条、核兵器国はすべて批准）。

**南太平洋非核化（ラロトンガ）条約**（一九八五年）。南太平洋非核地域内の領域に対して、「いかなる核爆発装置をも使用しないこと又は使用することの威嚇を行なわなないことを約束する」（議定書Ⅱ、第一条、米英仏は未署名、ロシア、中国は批准）。

これらの条約によって、天体、宇宙空間および公海海底への大量破壊兵器（核兵器）の配備は禁止される。しかし宇宙空間での核兵器（ミサイル等）の通過、公海での艦艇・潜水艦などへの核兵器の配備およびそれに対する攻撃（使用）は禁止されない。

他方で南極条約、トラテロルコ条約およびラロトンガ条約によって、南半球の互いに接続した広大な地域に非核化

地域が形成されている。この地域（に属する国）に対しては、完全ではないが、核兵器使用が禁止される。この地域のほか、アフリカ、東南アジア、インド洋地域などについて、非核化を求める国連総会決議が成立している。地域的  
非核化が進展し、拡大すれば、核兵器使用が一般化に近づくことが期待される。

#### 四、核兵器保有と使用の根拠のついて

核兵器使用禁止を支持する根拠は法律論だけではない。政治的にも、また軍事的な根拠という側面からみても、支持できる。核兵器保有の唯一の合理化理由であった抑止論の前提が崩れているからである。

冷戦の終焉にもなつて、いわゆる核抑止の「有効性」の根拠が失われ、核兵器が無用化しつつある。抑止は、しばしば誤り伝えられてきたように戦争防止の手段ではなく、報復の威嚇によって相手国の大規模攻撃を阻止する手段である。抑止の中心概念は報復による威嚇にある。相手方が威嚇に屈して大規模先制攻撃をさし控えるかぎり「平和」が維持される。つまり抑止が「機能」する。しかし抑止が「機能」すると主張できるためには、いくつかの前提が必要である。

前提の第一は、核兵器が想像を絶する破壊的効果（直接的破壊だけでなく、長期にわたる放射能の影響においても）を有する兵器だという事実のうちにある。なによりも核兵器国の抑止戦略がそれを証明している。核兵器は、軍事目標を攻撃するとたまたま付近の住民にも大殺戮を及ぼすというような兵器ではない。核兵器は相手国の国民に無差別な壊滅的破壊を与えうる兵器だからこそ抑止力として「有効」なのだ。核兵器国は考えてきたのである。相互抑止の中心概念である相互確証破壊（MAD）は、敵の全面的攻撃を、報復第二撃能力つまり敵の人口と産業を再起不能なまでに大規模に破壊する確実な能力で阻止するという考えに立脚している。



破壊的効果の巨大さが抑止「機能」の前提だが、破壊的効果の巨大さのゆえに核兵器は使用できない兵器である。そしてよく知られているように抑止は、「考えられないことを考える」という解きがたい矛盾から逃れられない。使用不能な兵器であるにもかかわらずそれを使用する能力をもち、かつ使用する意思をはたらかせるだけでなく、相手にその能力と意思を十分に伝達していなければならぬ。これを抑止の信頼性というが、かりに信頼するに足る抑止力をもちえたとしても、危機にあたって、味方の壊滅的破壊すなわち国民の犠牲を覚悟しても核兵器使用に踏みきれるか否かは、抑止にたよる指導者を不断に悩ませてきた問題である。核使用を「躊躇」することが明らかであるなら、抑止は「機能」しない。

核兵器国は、相互確証破壊という「恐怖の均衡」から逃れるために、あるいは抑止戦略の不可避的にとまなう「ヒリスティック」な性格を払底しようとして、軍事目標に対する選択的攻撃、核戦争を遂行しうる相殺戦略あるいは「確実な生き残り」と銘うった戦略防衛構想(SDI)などさまざまな計画を試みたが、どの戦略構想も抑止の矛盾を解消し、あるいは抑止に代わりうるものではなかった。

前提の第二は軍事的二極構造の存在である。抑止の中心概念が報復による威嚇にある以上、たとえそれが「機能」するといっても、大規模先制攻撃を実行できる能力がある敵に対してのみ「有効」であるにすぎない。冷戦下でアメリカもソ連もともに、相手あるいは相手の大軍が展開する地域(たとえばヨーロッパ)に対して、核兵器による攻撃だけでなく、通常兵器によるものであっても、大規模な先制攻撃を実行する能力を有していた(すくなくともそう考えられてきた)。抑止は大規模攻撃を阻止する手段としてのみ構想された。逆に大規模先制攻撃能力のない敵に対しては核抑止は無用の長物である。戦後の局地的地域戦争では核兵器は実際にも使用されなかった。したがって抑止が「機能」すると考えられるためには軍事的二極体制が前提である。米ソが二国だけで全世界の核兵器の九五%を保有

していたために、抑止が「有効」だと主張されてきたのである。

相互抑止の関係がアメリカと旧ソ連とのあいだだけの関係でないことは可能である。しかしイギリスの核兵器はアメリカの抑止力を補完するものであったが、フランスの「独自の抑止力」構想の意味はあいまいであった。中国が自国の核戦力を合理化したのは抑止概念というより防衛概念であった。

他方で保有が証明されているわけではないインドの核兵器については、「兵器化されていない抑止」または「休止中の抑止」といわれることがある。<sup>12)</sup>この呼称は比喩としては興味をひくが、インドの核保有を動機づけているといわれるパキスタンとの軍事的対立を二極的軍事構造とよぶのは不適切であろう。カシミール紛争は、地域紛争としては深刻な紛争だが、両国が相互に相手の全社会を破壊しなければ解決できない対立とは異なった性質のものである。

かくて軍事的二極体制は、冷戦のもとで世界的規模で展開された核抑止を「機能」させる前提であった。アメリカと旧ソ連は、明示的にか暗黙のうちにかのちがいはあれ、それぞれ相手の核戦力を意識し、その発動を想定した戦略を構想したのである。そしてこの相互抑止を側面から支えたのが核不拡散体制であった。核兵器国の増加は抑止の安定化機能を損なうであろう。核兵器国は二国だけにかぎられないとしても、その数はきびしく制限されなくてはならない。核兵器不拡散体制と抑止戦略は、米ソの軍事的二極構造を維持して、そのもとで「平和」を追求する手段であった。

前提の第三は核戦力が即時反応態勢にあることである。報復による抑止は、相手の攻撃に対して即時に反撃を加えることが可能な態勢におかれていなくてはならない。それどころか相手の攻撃を感知したら、相手のミサイルが味方のミサイルを破壊する以前に発射すべしという誘惑を排除できない（警戒発射あるいは攻撃下の発射）。実際にも冷戦下での米ソの核兵器は、攻撃目標を選定していつでも発射できる態勢におかれていた。ミサイルの到達時間は三〇

分から一時間であるから、偶発・誤算の危険が増大し、先制攻撃への誘惑も強くなる。その結果、合理的な判断と決断の機会が奪われ、これらのことは抑止の成功を危うくする。

冷戦の終焉にもなつて米ロ両国は、戦略核兵器の攻撃目標設定を相互に解除しつつある。攻撃目標設定の解除は、全部ではないにしても、抑止の重要な「機能」の一部の放棄につながる。今やアメリカとロシアは、相互自殺を意味する攻撃の威嚇によって対抗しあう関係にはない。即時反応態勢という抑止の前提の一部はすでに存在しなくなっているのである。

冷戦下での現実を評価すれば、抑止の「機能」を担保するはずであった前提は、同時に抑止の「機能」を妨げる要因としても働いていた。抑止が「機能」したとも、「機能」しなかったとも、いずれの主張も可能であった。すなわち抑止が「有効」であったか、また「有効」であり続けるかは、証明も反証もできない問題である。米ソの二極体制を前提とした場合でも、核抑止の「有効性」は証明できない仮説であった。冷戦の終焉によって抑止を合理化してきた前提も崩れさつた。今や核兵器の存在理由が問われている。

ソ連崩壊後にNATOは「防衛の最後の手段として核兵器使用」原則を採用した（一九九〇年、NATO首脳会議、なおこの原則の政治的意味については後述）。その後、米国防省で核戦略の再検討が始まったと伝えられていたが、最近公表された文書では核管理に重点がおかれているようである。冷戦後の核兵器保持と使用の根拠づけが不可能であるか、少なくとも極めて困難であるためではなからうか。

現在では少なくとも先進諸国間では、核兵器使用の威嚇で抑止しなければならない大規模攻撃は想定しがたい。これを想定する政策はかえって危険である。また現在の地域紛争の解決に核兵器が有効でないことも否定しがたい。核開発疑惑Ⅱ核拡散の危険を核の力で阻止することも意味をなさない。効果的な拡散防止の手段は、特定の国だけが核

兵器使用の権利を保持しつづけるという不条理をなくすことである。

核兵器国は抑止政策を放棄していない。しかし核兵器国に抑止思想からの脱却をせまめることは幻想的ユートピアではない。むしろNPTを期限をきって延長するとともに、その期間内に核兵器使用禁止条約の締結を求めることは、現在の国際政治的環境のもとで考えられるもっとも現実的な方法である。

#### 五、使用禁止または不使用政策の諸段階とその政治的意味

核兵器の不使用にかんしては、国際的合意にもとづく使用禁止および核兵器国が一方的に宣言する不使用政策の二つの選択肢が可能である。両者は相互に重なっているから、個別的に検討するとともに、関連しあっている問題の両側面を検討する必要がある。徹底した無条件使用禁止から事実上の使用容認にいたるまでの諸段階とその政治的意味を整理しておこう。

(1) **無条件使用禁止**、核兵器国が自発的にその政策として無条件不使用を表明したことはなかったし、今後も期待できないであろう。核兵器国が核使用を放棄すれば、核兵器を保有する理由もなくなる。それゆえ無条件使用禁止は、それを義務づける条約のもとで実現さるべき目標である。使用禁止条約の締結が、多数の非核兵器国の提案にもとづいて、国連総会でくりかえし採択されてきたことはすでにみた。なかでもすでに述べた(第三節)一九八二年以来の「核兵器使用禁止条約」案は、現在のところ国際社会が用意できている唯一の構想である。

条約案は全部で六条からなる簡単なもので、実質的な条項は、核兵器の使用を明文で禁止する第一条のみである。条約案には検証条項がない(付属資料2参照)。

核兵器の研究・開発・生産・貯蔵および現存兵器の破棄を必要とする全面的禁止条約の場合には、秘密のうちに核

兵器を取得しようとする国または集団の出現を阻止するため、現地査察を含む厳格な検証制度と方法が必要となる。また核兵器の原料と兵器製造可能な技術（汎用技術）の輸出規制も整備される必要がある。秘密の核兵器開発の可能性が完全に除去されないかぎり、現在の核兵器国は全面禁止を受け入れないかもしれない。検証については、中距離核戦力（INF）廃棄条約などにより、現在では、現地査察、請求による査察などの手段についてかなりの経験が蓄積されているが、核兵器全面禁止を効果的に管理するには、なお開発すべき方法がある。これに対して使用禁止には、こうした複雑な検証問題が存在しない。使用された場合の探知は、おそらく化学兵器の場合より容易であろう。ひとたび条約が成立すれば、違反に対する国際的（世論の）抑制は抗しがたいであろう。使用禁止条約の可能性は、それに同意する核兵器国の意思にのみ依存しているのであって、その意思があれば実現できる。

(2) 第一（先制）使用禁止または第一不使用政策 拘束力ある条約で無条件使用禁止が存在しない場合でも、それを導く条件として、核兵器国による第一不使用宣言は可能である。第一不使用すなわち「最初の核兵器をする国にならない」という約束は、無条件禁止と異なって、核兵器国の政策としても表明できるはずである。

すべての核兵器国がこぞって「第一不使用原則」に同意すれば、物理的には核のオプションの放棄につながる。報復のための核使用は留保されるが、最初の核攻撃がないはずだから、報復のための核使用も排除される。この政策は、ただちに核軍縮につながるものではないが、核のオプションを封じ込めることによって、核保有の意味を失わせることが可能になる。第一不使用を重要視する見解は少なくない。「核兵器国たると非核兵器国たると、同盟国たると非同盟国たるとを問わず、核兵器の第一不使用の保証」は、「核戦争遂行ドクトリンからの撤退に等しく、交戦能力ある核兵器の撤廃に導きうる」。それによって「核戦争と非核戦争とのあいだに明確な境界がひかれ」、<sup>(13)</sup>「核戦争の危険は減少し、すべての国の安全保障が強化されるであろう」。

現在のところ第一不使用公約を言明しているのは中国だけである。中国政府は一九六四年の最初の核実験にあたって、中国は「いかなる時、いかなる状況においても最初に核兵器を使用しない」との政府声明をだしたが、一九七八年の第一回国連軍縮特別総会（SSD・I）でこの声明を再確認し、その後も公式には第一不使用政策を維持している。ソ連は、SSD・Iではつぎに述べる非核兵器国への不使用を言明したにとどまったが、すでに述べたように一九八二年のSSD・IIでは核第一不使用義務を無条件に負うことを声明した。しかしソ連を崩壊のひきついだロシアは、最近の核戦略見直し（一九九三年）において、米英仏と同じ立場に戻っている。<sup>14</sup>

(3) **非核兵器国に対する使用禁止または不使用政策** 米英仏三国は第一使用放棄を表明していない。これに対し非核兵器国は、SSD・I以来消極的安全保障すなわち非核兵器国に対する核兵器不使用を要求してきた。「核兵器を放棄する国を、そうした兵器で攻撃しないという保証」（ミュルダール）は、非核兵器国の一致した要求であった。<sup>15</sup>しかし核兵器国とくに米英両国は、消極的安全保障に同意したものの、非核兵器国が他の核兵器国と同盟または協力して核兵器国を攻撃しない場合にかぎるといふ留保を付し、またその義務化すなわち非核兵器国にたいする核不使用国際協定の締結は拒否してきた。

消極的安全保障をめぐる非核兵器国と核兵器国の見解の相違については、冷戦が終焉した現在では、埋めがたい対立があるとは思えない。たとえば最近の例として、一九九〇年の第四回NPT再検討会議で、非核兵器国を代表するかたちで提案されたナイジェリア案と、一九九二年軍縮会議でのフランス提案を比較してみよう。

ナイジェリアが提案した使用禁止国際協定の内容は以下のとおりである。核兵器国は、国際条約のもとで、「核兵器国との軍事同盟に属せず、または核兵器国との安全保障取決めを結んでいないNPT加盟の非核兵器国に対して」、または「核兵器国と軍事同盟を結び、あるいは安全保障取決めを結んでいるが、その国の領域内に核兵器を配備して

いないNPT加盟の非核兵器国に対して、核兵器の使用または使用の威嚇を行なわない義務を負う。後者のカテゴリーに属する国は、「自衛の場合を除いて、NPT加盟の核兵器国またはその同盟国に対する軍事行動に参加しない義務を」負う。<sup>16)</sup>

他方フランス案によれば、消極的安全保障協定の構成要素として、核兵器国が、「NPT加盟国または他の地域的非核化条約加盟国」に対して、または「国際原子力機関（IAEA）」と包括的保障措置協定を締結している国<sup>17)</sup>に対して、核兵器使用または使用の威嚇を行なわない約束を含む。ナイジェリア案と異なる点は、「核兵器国と軍事同盟を結んでいる国」にも、また「NPTのもとで非核兵器国とみなされている国でも、その領域内に核兵器を配備している場合」には、消極的安全保障の提供が排除されることである。フランス案は、SSD・I以来アメリカとイギリスが繰り返してきた主張、すなわち他の核兵器国と同盟または協力して核兵器国に対する攻撃に参加する国、（および核兵器取得を企む国）に対しては消極的安全保障は適用されないという主張の再確認である。

フランス案の「核兵器国への攻撃不参加を不使用保証の条件とする」という主張は、ナイジェリア案の「核兵器国への軍事行動不参加義務」の裏返しと考えられ、協調不能な相違とは思えない。しかもそのような条件は、軍事的二極構造を前提とした冷戦期においては必要だと考えられたかもしれないが、冷戦終了後では非現実的な条件である。

「核兵器国への攻撃不参加を不使用保証の条件とする」という消極的安全保障への西側核兵器国の留保は、冷戦期に西側諸国の側に、ワルシャワ条約加盟国とくにソ連の核兵器を配備していたワルシャワ条約加盟国からの攻撃の危険を無視できないという主張があったからである。しかしその危険はもはや存在しない。冷戦の終焉にともなう政治的・軍事的変化によって、「西側核兵器国がNPT加盟の非核兵器国に明確な消極的安全保障を与えることがいっそう容易になった」ことは否定できない。<sup>18)</sup>「安全保障提供の必要は、冷戦後には、NPT調印時にくらべて緊急でなく

なっている。NPT加盟の核兵器国が、(NPT加盟であろうと、なかろうと、その領域に核兵器を配備していない) 非核兵器国に対して核兵器を使用するさし迫った危険は存在しない」という主張もある<sup>19)</sup>。少なくとも非核兵器国に対する使用の留保には合理性がない。

非核兵器国に対する核兵器使用禁止が国際条約として確立すれば、世界の大部分の地域で核使用が排除される。残された問題は、核兵器国相互間についてである。

(4)最後の手段としての核使用政策　すでに述べたように、冷戦後のアメリカとNATOは、「最後の手段としての核使用原則」を採用した(一九九〇年、NATO首脳会議)。しかしこの政策の意味はあいまいである。使用を前提とするかぎり不使用政策とはいえないが、使用をある最後の段階まで抑制しようとする意味ならば、不使用要求に対応しているかのようなのである。不使用政策との関連で検討しておこう。

最後の手段としての核使用政策が大規模攻撃を想定する政策であるなら、抑止を前提としている。そこでこの政策には、次のような意味ないし類型が想定できる。

第一は、他の核兵器国による大規模攻撃を想定するという意味である。これは冷戦期の抑止政策と変わるところはなく、政策の転換とはいいたくない。

第二は、他の核兵器国の支持を受けた非核兵器国による大規模攻撃という想定である。その可能性が著しく低下していることはすでに述べた。アメリカおよびNATOの立場を逆の立場からくり返したのが、一九九三年のロシアの戦略見直しなのである。核兵器国と協力して「ロシアを攻撃する場合を除いて」非核兵器国に「核兵器を使用しない」という言明は、旧東欧諸国または旧ソ連構成共和国が米英の支援でロシアに対抗するのを牽制したものと考えらるが、現実の軍事情勢にどれほど合致しているか、きわめて疑わしい。



第三は、核兵器国による同盟国たる非核兵器国に対する大規模攻撃という想定である。八〇年代初期のNATO諸国への中距離核戦力(INF)配備問題の背景にこの想定があった。しかしINF交渉こそ冷戦を終焉に導く出発点となったのであり、解決ずみの問題である。

第四は、非核兵器国による非核兵器国に対する大規模攻撃という想定である。これは攻撃を受けた非核兵器国が核兵器国の同盟国である場合には核使用を排除しないという米英の宣言からすれば、第二の場合と同じであり、攻撃に核兵器国が加われば(この想定の方が実際のだが)、第三の場合と同じである。つまり想定する意味がない。ただ非核兵器国相互間の戦争に核兵器使用があるかという問題は、理論上は残りうる。しかしそれは抑止を前提するものではなく、懲罰もしくは制裁に核使用が許されるかという問題になってしまう。フセインのイラクによるクウェート侵攻がその例といえるかもしれない。ここでは核兵器は使用されなかった。制裁には国連の授權が必要だが、国連が核使用を承認するのは国連にとって自殺行為である。そしてこの問題はある核兵器国の政策とは別の次元の問題である。

第五は、地域紛争ないし内戦である。しかしこれは無意味な想定である。多くの地域紛争は、核使用どころか武力介入さえ有効でないか、あるいは不可能なことが、ソマリア、ボスニア・ヘルツゴヴェナ、ルワンダなどの例で示されるようになった。地域紛争の解決(処理)は非軍事的・政治的手段によるしかないであろう。そして核による地域紛争への介入はいままででもなかったし、今後も考えられないであろう。逆にいえば核兵器の使用は核大国間の相互抑止にのみ「有効」な(だと考えられてきた)手段であり、抑止以外に働かせることのできない軍事力である。

以上のように、「最後の手段としての核使用」政策は意味不明瞭な政策だといわなければならぬ。「最後の手段としての核使用」が可能だと思われるどのような状況を想定しても、それは冷戦時代の核抑止政策に代わりうるものではないし、抑止を克服するものでもない。

核時代の幕開けに「報復の可能性を確保する手段」としての核抑止論を説いて、「これまでの軍事力の主要な目的は戦争に勝つことであった。今後その主要な目的は戦争を避けることである。それ以外に有用な目的はない」としたブロディの予言を思いおこす必要がある。<sup>20</sup>「核兵器の威嚇による攻撃の阻止」という抑止の本性は、どのような言葉の言い換えをしてみても変わりようがないのである。換言すれば、相互確証破壊(MAD)という抑止体制下においても、核兵器は結局は最後の手段であった。

冷戦の終焉によって抑止の見直しが必要でかつ可能だとするば、それは「非核兵器国に対する不使用」もしくは「第一不使用」以外にはありえないであろう。これが非核兵器国にとっても、核兵器国にとっても、可能でかつ現実的な選択であるだろう。

#### 六、使用禁止への新しい波と延長会議

冷戦期の核問題は、核兵器撤廃への展望を求める非核兵器国と頑固にそれを阻止してきた核兵器国とのせめぎ合いであった。核兵器使用禁止問題は、そうした論戦のひとつの中心部分を占めていた。そして第一不使用政策であれ、あるいは非核兵器国に対する不使用であれ、使用禁止の最大の障害は核兵器国による抑止政策であった。おびただしいほどの論争や政策提言はあったが、核兵器撤廃はもとより使用禁止への展望は生まれてこなかった。

冷戦後の核兵器をめぐる国際政治状況には変化のきざしが生じている。しかし核軍縮への展望はまだ生まれていない。核兵器不使用問題をめぐる非核兵器国と核兵器国との対立に解決のめどはたっていない。こうしたゆきずまりのなかで一九九五年のNPT延長会議を迎えようとしている。

このゆきずまりの打開を求めて新しい運動が始まった。それが最初に述べた国際司法裁判所(ICJ)に、核兵器

使用の合法性についての勧告的意見を求めるという運動である。一九八九年九月にハーグで「核兵器に反対する法律家国際協会 (IALANA)」第一回世界会議が開催され、「核兵器の使用または威嚇は、戦争犯罪および人類に対する犯罪であって、国際慣習法および条約法その他の規範に対する重大な違反であることを確認する」とともに、「すべての国連加盟国に対して、憲章第九六条にもとづいて、核兵器の使用の非合法性にかんして勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に求める総会決議を採択させるために、ただちに措置をとるよう」訴える「ハーグ宣言」を採択した。さらに一九九二年一月には、「核戦争防止国際医師の会 (IPPNW)」と「国際平和ビュロー (IPB)」と共同して、アムステルダムにおける第二回総会で、「世界法廷 (ICJ) プロジェクト」と呼ぶ運動の開始を確認した。<sup>21)</sup>

この運動はやがて非同盟諸国が呼応し、一九九三年五月の世界保健機関 (WHO) 総会で、非同盟諸国の提案により、最初に述べたように ICJ に勧告的意見を求める決議を採択した。ICJ はこの問題について、国連加盟国政府に書面による陳述書の提出を求めた (IPB ニュースによれば、一九九四年六月現在までに回答を寄せた国は二七か国) が、ICJ の意見はまだ発表されていない。

さらに昨年の国連総会で非同盟諸国調整会議は、「核兵器の威嚇または使用の合法性について ICJ に勧告的意見を求める」決議案を準備したが、核兵器国からの圧力のためその提出を見合わせた。しかし非同盟諸国は「決議案再提出の権利」を留保している。

ICJ は、国際司法裁判所規定第六五条にもとづき、「国際連合憲章によって又は同憲章に従って要請することを許される団体の要請があったとき」は、「法律問題」について勧告的意見を与えることができる。勧告的意見には法的拘束力はないが、国際的に最高の権威ある司法機関の見解として高い道義的力を有する。

他方で国連憲章第九六条にもとづき、総会と安全保障理事会は、いかなる「法律問題についても」(一項)、また国連のその他の機関および専門機関は、「総会の許可を得るものは、また、その活動の範囲内において生ずる法律問題について」(二項)、ICJの勧告的意見を要請することができる。

ICJがWHOの要請による勧告的意見を發表しない可能性はある。核使用の合法性の問題はWHOに活動の範囲内にはないという見解を核兵器国、とくにアメリカが提出している(WHO総会決議は、健康と環境にかんする「WHO憲章」を要請の根拠としているが)。これに対して国連総会決議が採択されれば、ICJが(核兵器使用を国際法違反とみなす)勧告的意見を發表する可能性ははるかに高くなる。そしてICJに意見は、今後の核兵器使用の論議に重大な影響を与えるであろう。

核兵器不拡散条約の目的が核兵器の撤廃にあるとすれば、核使用の違法化と禁止は、そのための条件を提供する。一九九五年延長会議の準備会議はすでに三回にわたって開かれたが、そこでは無期限延長に反対する非核兵器国の側から、核軍縮の履行、包括的核実験禁止条約(CTBT)の締結、核物質の製造停止ならびに非核兵器国への核使用禁止などが実現していないことについて多くの不満が述べられているという。これらの問題の帰趨についてまだ予測できる段階にはないが、問題の結節点に、どのような形であれ使用禁止問題が伏在しているといつてよいであろう。核不拡散と使用禁止をどう結びつけるかが現在の国際環境における中心的問題でなければならぬ。

[注]

- (1) SIPRI, Yearbook, World Armament and Disarmament, 1968/69, p.165
- (2) SIPRI, Yearbook, op.cit., 1976,p.381, 1981,p., 1986,p.p.469, 1991,p.p.555

核兵器不拡散と核兵器使用禁止

- (3) ロチェス事件、一九二七年、P.C.I.J., Series A, No. 10, p.18
- (4) 一九五五年合衆国海軍指令六一三三條、Law of Land Warfare, FM 27-10, Department of Army, p.18, 『国際法外交雑誌』八〇巻五号
- (5) 現代では、国連憲章によって武力行使は一般的に禁止される(戦争の違法化)。そこで「戦争法」という呼称は、法的概念としては適切でないとして、「武力紛争法」なる語を用いるべきだとする学説がある。高林・山手・小寺編『国際法Ⅱ』一八三頁参照
- (6) 前掲書、一九六頁
- (7) 拙稿「国際連合の設立と軍縮問題」(川端正久編『一九四〇年代の世界政治』シネルヴァ書房所収)参照
- (8) United Nation's General Assembly Resolution 1(1), 24 January 1946, United nations and Disarmament, 1945-1970, p.11, United Nations,
- (9) Official Records of the Atomic Energy Commission, First Year, no.2, 2nd Meeting
- (10) The United Nations and Disarmament, 1945-1970, op.cit., p.p.153
- (11) 同上 United Nations Disarmament Yearbook, each year 24-69
- (12) K.Subramanayam, "An Equal-Opportunity NPT" The Bulletin of Atomic Scientists, June 1993,
- (13) J. Goldblad, "Issues Facing the 1995 NPT Extension Conference" Security Dialogue, 1992 vol.23, Ed. J. Rotblat, J. Steinberger, B. Udgraonkar, "A Pagwash Monograph, A Nuclear-Weapon-Free World, Desirable? Feasible?" Westview Press, 1993, p.164
- (14) 拙稿「核兵器不拡散条約延長問題と『中京法学』第二八巻第三・四合併号参照
- (15) Alba Myrdal, The Game of Disarmament, How the United States and Russia Run the Arms Race, Pantheon Books, New York, 1976,
- (16) SIPRI Yearbook, World Armament and Disarmament, 1991, p.p.566, Forth Review Conference of the Parties to the NPT documents NPT\CONF. IV,
- (17) Conference on Disarmament document CD\SA\WP.14, 3 August 1992, Goldblad, op. cit.,

(18) David Fisher, "Toward 1995: The Prospects for Ending the Proliferation of Nuclear Weapons" UNIDIR, Dartmouth, 1993, p.166,

(19) J. Goldblad, op.cit.,

(20) B. Brodie, The Absolute Weapon, cit. Brodie, M.D. Intriligator, R. Kolowich, ed. Ntional Security and International Stability, Oelegeschlager, gunn & Hain, Pub. 1983, p.5

(21) 「世界法廷プロシエクト」プロジェクトは、IPB News, International Peace Bureau, September, 1993, January, 1994, April, 1994, August, 994, IPB, "World Court project on Nuclear Weapons and international Law" Aletheia Press 1992, 小松浩「世界法廷プロシエクトの概要と運動の現段階」『日本の科学者』二九卷八号参照

付記、本稿は、宇都宮軍縮研究室『軍縮問題資料』一九九四年一月号に寄稿した同タイトルの論稿「核兵器不拡散と核兵器使用禁止」を詳しく論じたものである。また既に発表した「核兵器不拡散条約延長問題をめぐって」(『中京法学』第二八卷三・四号合併号)を補足したものである。後者とのあいだに若干の重複があることをことわっておく。

論

#### 付属資料(1)

核兵器および熱核兵器使用の禁止に関する一九六一年国連総会決議 (Res.1653 <XVI> 24 November 1961)

賛成五五、反対二〇、棄権二六、

国連総会は、

国際の平和と安全の維持ならびに軍縮を支配する原則についての国連憲章のもとでの責任を想起し、

軍縮に関する交渉がこれまで十分な成果をあげていないのに、軍備競争が、とくに核および熱核兵器の分野で危機的な段階に達し、核および熱核戦争の惨禍から人類と文明を救うためあらゆる予防的措置を必要としていることを深く憂慮し、

人間に不必要な苦痛を与える大量破壊兵器の使用は、多数の国家がなお締約国である一八六八年のセントペテルスベルグ宣言、一八九九年および一九〇七年のハーグ平和会議の条約および一九二五年のジュネーヴ議定書などの国際宣言と拘束力ある協定によって、人道の法則と国際法に反するものとして、過去において禁止されたことを想起し、核および熱核兵器の使用は、上記の国際宣言および協定が、人道の法則に反し、国際法のもとで犯罪になると宣言した兵器の使用よりも、はるかに不必要な苦痛と破壊を人類にもたらすことを考慮し、

核および熱核兵器という大量破壊兵器の使用は、戦争の惨害から将来の世代を救い、文明を維持しかつ促進することによって達成しようとして設立された国際連合の崇高な理念と目的の直接の否定であることを確信し、

一、以下のように宣言する

- (a) 核および熱核兵器の使用は、国際連合の精神、文言および目的に反し、したがって国際連合憲章に直接に違反する、
- (b) 核および熱核兵器の使用は、戦争の範囲を越え、かつ人類と文明に無差別の苦痛と破壊を与え、したがって国際法規則と人道の法則に違反する、
- (c) 核および熱核兵器の使用は、直接に戦争に巻き込まれていない世界の諸国民もかかる兵器の使用により生じる害悪のもとにおかれるのであるから、敵国に対する戦争ではなく、人類全体に対する戦争である、
- (d) 核および熱核兵器を使用する国家は、国際連合憲章を侵犯し、人道の法則に反して行動し、かつ人類と文明に

対する犯罪を犯すものとみなされるべきである。

二、事務総長に、戦争目的での核および熱核兵器の使用の禁止にかんする条約に署名するための特別の会議を招集する可能性についての見解を確認するため、加盟国政府と協議し、かつその協議の結果を第一七回総会に報告するよう求める。

#### 付属資料(2)

一九八二年国連総会決議「核兵器使用禁止に関する条約」(Res.37/100 C.13 Dec.1990)から一九九三年決議(48/76 B, 16 Dec.1993)までの諸決議付属の「核兵器使用禁止条約」案

この条約を締結する国は、

核兵器の存在が人類の生存にとって脅威となっていることを深刻にうけとめ、

核兵器の使用はいかなるものであっても、国連憲章を侵犯し、人類に対する犯罪であることを確信し、

この条約が、厳格で効果的な国際管理下における全面完全軍縮へいたる核兵器の完全な撤去への第一歩であることを確信し、

この目的の達成のための交渉を継続することを決意し、

以下のように合意した。

第一条、この条約の締約国はいかなる状況のもとにおいても核兵器の使用または使用の威嚇をおこなわないことを約束する。

第二条、この条約は無期限の効力を有する。

論

説



第三条、 1 この条約は署名のためにすべての国に開放される。この条約が3項の規定に従って効力を生ずる前にこの条約に署名しなかった国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は署名国によって批准されなければならない。批准書または加入書は国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、本条2項に従って、五の核兵器保有国を含む二五の国の政府が批准書を寄託した後に、効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生後に批准書または加入書を寄託する国については、その批准書または加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託者は、すべての署名国および加入国に対し、各署名の日、各批准書または加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日およびその他の通知をすみやかに通告する。

6 この条約は、寄託者が国際連合憲章第一〇二条に従って登録する。

第四条、この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。この条約の認証謄本は事務総長が署名国および加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下命は、関係国政府の正当な委任を受けこの条約に署名した。条約は一九 年 月 日に署名のために開放される。

論 説

1982 37/78 I	CDに核兵器使用禁止交渉促進 要求	アルゼンチン など 19国	130 ソ 中 インド スエ	0	17 米 英 仏 オー NZ 日
37/78 J	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 4 国	112 ブラ インド スエ	19 米 英 仏 西オーNZ日	15 オーストリ ア フィ 中
1983 38/183 G	「核戦争防止」CDに交渉促進 と特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 18国	128 ソ 中 オーストリスエ	0	20 米 英 仏 オー NZ 日
38/183 B	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 4 国	110 インド スエ フィアル	19 米 英 仏 西オーNZ日	15 オーストリ フィリッピン 中
38/75	「核戦争非難」第一使用ドク リン非難	ソ	95 ナイジェリア ブラアルインド	19 米 英 仏 西オーNZ日	30 中 フィ スエ オーストリ
1984 39/148 P	CDの核戦争防止討議失敗非難 特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 18国	128 ソ 中 イ ンドスエブラ	6 米 英 仏 ベルギー 独伊	12 イスラエル カオランダ 日
39/148 D	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 4 国	102 エジプト インドスエソ	19 米 英 仏 西オーNZ日	17 ブラ 中 オーストリ
1985 40/152 A	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 4 国	123 インド アルフィスエ	19 米 英 仏 西オーNZ日	7 オーストリ ブラチリ 中
40/152 Q	CDの核戦争防止討議失敗非難 特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 21国	136 ソ 中 ブラ アルフィスエ	3 米 英 仏	14 独 伊 イスラエル 日
1986 41/86 B	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 3 国	118 オースト リインドスエ	17 米 英 仏 オー NZ 日	10 ブラ 中 イスラエル
41/86 G	CDの核戦争防止討議失敗非難 特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 22国	134 ソ 中 ブラ スエ オーストリ	3 米 英 仏	14 イスラエル ノルウェー 日
1987 42/42 A	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 4 国	125 インド アルスエフィ	17 米 英 仏 西オーNZ日	12 イスラエル ブラチリ 中
42/42 D	CDの核戦争防止討議失敗非難 特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 23国	140 ソ 中 ブラ エジプト インド	3 米 英 仏	14 イスラエル ベルギー カ 日
1988 43/78 B	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 4 国	127 ブラジル インドスエソ	17 米 英 仏 西オーNZ日	6 アイランド イスラエル チリ
43/78 F	CDの核戦争防止討議失敗非難 特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 27国	135 ソ 中 ブラ オーストリアル	3 米 英 仏	14 イスラエル 西独カ 日
1989 44/119 B	SSD.での中・ソの第一不使用 宣言評価、他国も同じ宣言を	東独 など 5 国	129 エジプト スエ インド 中	17 米 英 仏 西カ NZ 日	7 イスラエル ギリシャ チリ
44/119 E	「核戦争防止」CDに交渉促進 と特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 17国	138 ソ 中 ブラ スエ オー NZ	11 米 英 仏 西カ	6 イスラエル デンマーク 日
1990 45/62 C	「核戦争防止」CDに交渉促進 と特別作業部会設置要求	アルゼンチン など 19国	132 ソ 中 ブラ スエ オー NZ	12 米 英 仏 西カ	9 イスラエル ノルウェイ 日

The United Nations Disarmament Yearbook, 各年版より作成

国の略名 スエ=スウェーデン、フィ=フィンランド、オー=オーストラリア、NZ=ニューージーランド、アル=アルゼンチン、カ=カナダ、ロ=ロシア、  
ブラ=ブラジル、西=西欧諸国、ソ=ソ連、旧東=旧東欧諸国、旧ソ=旧ソ連構成共和国  
1982-93の「核兵器使用禁止条約」決議棄権国数の4+とは、イスラエル アイランド ギリシャ 日の4国  
プラスという意味である。この4国は常に棄権してきた。

## 核兵器不拡散と核兵器使用禁止

付属資料3 核兵器使用禁止国連総会決議

年 決議番号	決議の名称または主な内容	提 案 国	賛成国数 主 要 国	反対国数 主 要 国	棄権国数 主 要 国
1961 1653(XVI)	核兵器使用は国連憲章侵犯、 人類に対する犯罪	エチオピア など 12国	55 ソ東欧 インドアル日	20 米英仏 西 オー NZ	26 スエ フィ オーस्टリア
1962 1801(XVII)	核兵器使用禁止条約調印のた めの国際会議開催	エチオピア など 21国	33 ナイジェリ ア インド ブラ	0	25 米英仏 西 ソ 東欧
1963 1909(XVIII)	核兵器使用禁止条約調印のた めの国際会議開催	エチオピア など 19国	64 ソ東欧 ブラ インド	18 米英仏 西 オー	25 アル スエ オーストリ 日
1966 2164(XXI)	世界軍縮会議で核兵器使用禁 止条約調印を討議要請	エチオピア、インド、 など5国	80 ソ東欧 ブラナイジェリア	0	23 米英仏 西 日
1967 2289(XXII)	核兵器使用禁止・生産停止条 約の締結、付「禁止条約」案	ソ など10国	77 オーストリア ブラ インド	0	29 米英仏 スエ オー 日
1972 2936(XXVII)	国際関係における武力行使禁 止・核兵器永久使用禁止	ソ連提案の 23国修正案	73 エジプト インドフィ	5 アルバニア 中 ポルトガル	46 米英仏 西 スエ 日
1978 33/71 B	核使用は憲章侵犯、人道への 犯罪、核軍縮達成まで禁止国	インド など 34国	103 ブラエ ジプト 中は次席	18 米英仏 西 オー NZ	18 ソ 東欧 スエ フィ 日
1979 34/83 G	核不使用など、諸国に見解要 請、35総会の議題に	インド など 12国	112 エジプト スエ アル 日	16 米英仏 西 カ NZ	14 ソ 東欧 オーストリ 日
1980 35/152 D	核使用は憲章侵犯、人道への 犯罪、核軍縮達成まで禁止	インド など 24国	112 ブラジル アル フィ 中	19 米英仏 西オー NZ 日	14 ソ 東欧 スエ オーストリ
1981 36/92 I	核使用は憲章侵犯、人道への 犯罪、核軍縮達成まで禁止	インド など 30国	121 ソ東欧 ブラジル 中	19 米英仏 西オー NZ 日	6 オーストリア スエ イスラエル
36/100	「核破局防止に関する宣言」 最初の使用国は人類への犯罪	ソ連	82 インドナ イジェリアアル	19 米英仏 西オー NZ 日	41 オーストリア アル スエ フィ
1982 37/100 C	「核兵器使用禁止条約」 付「核兵器使用禁止条約」案	インド など21国	117 エジプト 中 ソエ アル	17 米英仏 西 オー NZ	8, 4+オー ストリアフィン
以下、同題名、同趣旨、同付属条約案の決議が毎年採択されているので、次の順で示す					
年、決議番号、	提案国、	賛成数と国、	反対数と国、	棄権数と国	
1983,38/73 G	インドなど16国	126 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	6, 4+オーストリア フィリッピン	
1984,39/63 H	インドなど14国	128 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	5, 4+オーストリア	
1985,40/151 F	インドなど15国	126 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	6, 4+オーストリア グレナダ	
1986,41/60 F	インドなど13国	132 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	4, イスラエル アイルランド キリシャ 日	
1987,42/39 C	インドなど13国	135 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	4, イスラエル アイルランド キリシャ 日	
1988,43/76 E	インドなど13国	133 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	4, イスラエル アイルランド キリシャ 日	
1989,44/117 C	インドなど15国	134 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	4, イスラエル アイルランド キリシャ 日	
1990,45/59 B	インドなど14国	125 中ソスエフィ	17, 米英仏西オーNZ	10, 4+旧東	
1991,46/37 D	インドなど15国	122 中ソ	16, 米英仏西オーNZ	22, 4+スエ オーストリア フィ 旧東	
1992,47/53 C	インドなど15国	126 中ロ	21, 米英仏西オーNZ旧東	21, 4+スエ オーストリア フィ旧ソ	
1993,48/76 B	インドなど20国	120 中	23, 米英仏西旧東 フィ	24, 4+スエ アル ロ 旧ソ オーNZ	